地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス 東京ヘルスケア機能訓練センター日進 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社東京ヘルスケア機能訓練センターが開設する東京ヘルスケア機能訓練センター日進(以下「事業所」という。)が行う地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス、の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者(以下「従事者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
  - 2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、 総合的な事業サービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - 1 名 称 東京ヘルスケア機能訓練センター日進
  - 2 所在地 住所 埼玉県さいたま市北区日進町二丁目1605番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、各職員の員数は別紙のとおりと する。
  - 1 管理者1名 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
  - 2 従事者

生活相談員1名以上、介護職員1名以上、看護職員1名以上、機能訓練指導員1名以上 従事者は、地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業通所 型サービスの業務にあたる。

生活相談員は、地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの利用申込にかかる調整、介護予防通所介護 通所介護計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の看護、介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

- 3 運転手
  - 利用者の送迎を行う。
- 4 事務職員等

事務職員等は、従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
  - 1 営業日 月曜日から金曜日 ただし、12月30日から1月3日、全利用者へ休日を周知確認した場合を除く。
  - 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(利用定員)

- 第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。
  - 1 サービス提供時間帯と利用者の定員

1単位:午前9時00分から午後12時15分、月火水木金曜日:18人。

2単位:午後1時45分から午後5時00分、火木金曜日:15人 月水曜日:10人。

(地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの提供方法、内容)

- 第7条 内容は、居宅サービス計画等に基づいてサービスを行うものとし、次に掲げる中から選定した事業のサービスを提供する。
  - 1 身体介護に関すること 日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する排泄の介助、移動・移乗の 介助、養護、その他必要な身体の介護。
  - 2 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための 訓練を行う。

3 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・ サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・ 向上、自信の回復や情緒安定を図る。レクリエーション、談話、体操。

4 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。

送迎、移動、移乗動作の介助。

5 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者等との連携等)

- 第8条 事業のサービスの提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
  - 2 利用者の生活状況の変化、事業のサービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
  - 3 正当な理由なく指定(介護予防)通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を 勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅 介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

- 第9条 事業のサービス提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった計画を作成する
  - 2 計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
  - 3 利用者に対し、計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的な事業サービスの管理、 評価を行う。

(事業サービスの提供記録の記載)

第10条 従事者は、地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスを提供した際には、その提供日・内容について、介護保険法第41条第6項または法第53条第2項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの利用料等及び支払いの方法)

- 第11条 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスを提供した場合の利用料の額はさいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。
  - 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を越 えてサービス提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代にかかる諸経費については、別紙に 掲げる費用を徴収する。
  - 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
  - 4 サービス利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域はさいたま市内とする。

(契約書の作成)

第13条 サービス提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約 書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名又は記名押印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 従事者は、事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに 主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
  - 2 事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理 者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、消火設備その他非常災害対策に際して具体的な計画を立て、非常災害時に関係機関

への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、 救出その他必要な訓練を行う。

防火責任者 管理者

防災訓練年1回以上避難訓練年1回以上通報訓練年1回以上

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

- 第16条 事業所で使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意 するものとする。
  - 2 従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受 診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、 体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(苦情処理)

第18条 管理者は、提供した通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第19条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、 従業者に周知徹底を図る。
  - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
  - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
  - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
  - 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第20条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
  - ① 採用時研修 採用後2か月以内
  - ② 継続研修 年2回以上
  - 2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者 に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後におい ても、これらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。
  - 3 事業の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、弊社加入賠償保険の範囲内で損害 賠償を速やかに行う。

4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者領収書控え、その他必要な帳簿を整備する。

附則

この規程は、2025年10月1日から施行する。